

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-125
処分の種類	(県施行の場合の) 特定事業参加者に対する負担金及び延滞金の徴収			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第56条の3			
処分の概要	県施行の場合の、特定事業参加者に対する負担金及び延滞金の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (県施行の実績はなく、今後も当面予想できないため また、処分の先例がなく、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			